

基本施策5

安全で安心な教育環境づくり

施策

(1) いじめや暴力のない学校づくり



現状と課題

子どもはみんな、いじめや暴力のない安心して通える学校を求めています。しかし、全国ではいじめによる深刻な事態が後を絶たない状況となっています。学校においては、いじめは決して許されない行為であるという認識のもと、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめをなくすことをめざしていじめの防止等の対策を行わなくてはなりません。

「伊勢市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づいた組織を活用し、いじめを生まない未然防止の取組を第一に、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであるという考えのもと、いじめを積極的に認知し、いじめを受けた子どもや知らせてきた子どもの安全を守り通し、早期解決に向けた取組を学校全体で進めていかなければなりません。学校・家庭・地域・関係機関の連携を充実させ、子どもたちの言動や人間関係のわずかな変化に気づき、迅速かつ適切に対応できるようにしていく必要があります。

また、スマートフォン等の急激な普及により、SNS等でのトラブルやいじめが大きな社会問題となっているため、子どもたちのインターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めていく必要があります。

主な取組

<p>指導体制の充実</p>	<p>学級集団や個人の状況を客観的に見ることができるアンケート調査を活用し、その把握を綿密に行うことにより、子どもたちのよりよい人間関係づくりを進め、いじめや暴力行為などの問題行動の未然防止や指導改善に生かします。また、地域や家庭と連携し、青少年の健全育成等を推進します。</p>
<p>いじめの実態把握と組織的な対応の推進</p>	<p>各学校の定期的なアンケート調査や面談等によりきめ細かな実態把握をするとともに、「学校いじめ防止基本方針」に基づいた組織的な対応の推進を図ります。</p>

相談体制の充実	いじめや友人関係などの悩みや不安をもつ子どもたちへの支援として、電話相談、面談、臨床心理士やスクールカウンセラー等による専門的な教育相談の充実を図ります。
---------	---

数値目標

成果指標	令和元年度	令和2年度	令和8年度	備考
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと考える児童生徒の割合 ^(※1)	97.8%	96.3%	100%	小学生
	97.6%	95.8%	100%	中学生

※1：「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）において「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という質問に対して、肯定的な回答をした伊勢市の児童生徒の割合。

4章

「基本施策」と「施策」

基本施策5 安全で安心な教育環境づくり

施策

(2) 学校安全に関する取組の充実



現状と課題

南海トラフ地震や津波、局地的な大雨等の風水害の自然災害から、子どもたちの命を守るため一層の防災教育を推進していく必要があります。



学校においては、学校における防災教育を通じて子どもたちが、大地震や台風接近に伴う土砂災害や浸水被害等災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができることを中心に指導が行われてきました。

今後、災害発生時においては、子どもたちが自らの命を守ることに加え、発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を付けることが求められています。

また、毎年、学校や地域から通学路の改善の要望が多数あることから、警察、道路管理者等と連携し、改善を図る必要があります。また、地域では不審者による声掛け事案も発生しています。子どもたちの生活の安全・安心に対する懸念が高まっており、今後も家庭、地域、関係機関が一層連携し、社会全体で非常時に対応できる体制（設備・組織・訓練）づくりに努める必要があります。

主な取組

<p>学校安全に関する取組の充実</p>	<p>非常時に備え、子どもたちの安全確保及び学校安全管理の徹底のため、交通安全・防犯教室等を実施します。子どもたち自身が危険を予測し、回避できるように、地域と連携して安全マップづくりに取り組みます。</p>
<p>防災ノートを用いた防災学習の実施</p>	<p>知識を得るとともに、発達段階に応じて、主体的な行動ができる子どもの育成をめざして取り組みます。</p>
<p>防災・防犯等の危機管理体制の整備</p>	<p>学校安全計画^(※1)や危機管理マニュアル^(※2)を活用し、家庭や地域等と連携して、非常時への体制（設備・組織・訓練）を、実情に合わせ見直します。 地域の自主防犯組織や学校安全ボランティアの協力を得て、子どもたちの安全や学校生活の充実に努めます。非常時に備え、保護者・地域に適切な情報提供を行うために、緊急連絡網のための携帯メールへの登録を推進します。</p>
<p>通学路の安全確保</p>	<p>通学路の安全確保の取組の方針「伊勢市通学路交通安全プログラム^(※3)」に基づき、警察、道路管理者等の関係機関と連携を強化し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。</p>

※ 1: 学校保健安全法第 27 条に基づき、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について策定した計画。

※ 2: 三重県教育委員会が作成した「学校における防災の手引き」「学校管理下における危機管理マニュアル」に基づき、各学校の実状に合わせて独自に作成したもの。

※ 3: 平成 27 年（2015 年）5 月に関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を行うため策定した計画。

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
「家庭」や「地域」と連携した防災の取組実施の小中学校の割合 ^(※4)	97.0%	66.7%	100%	

※4：「学校防災取組状況調査」（三重県教育委員会）において「家庭や地域と連携した取組をした」と回答した伊勢市の小中学校の割合

施策 (3) 不登校児童生徒への支援



4章

現状と課題

1,000人あたりの不登校児童生徒数は、全国や県と比べると本市は少ない状況にありますが、不登校もしくは登校しぶりの要因・背景は人間関係形成の困難等多岐にわたっており、保護者への支援も必要となってきています。

このようなことから、教職員のカウンセリングマインド等の向上を図り、子どもたちや保護者に寄り添った支援を行ってきました。今後は、教職員のライフステージ別による研修会を実施し、全ての教職員が不登校児童生徒の心の理解や受容と共感に基づく支援ができるよう教職員の資質向上を図る必要があります。

学校では、全ての子どもたちが安全・安心に学ぶことができる居心地のよい集団づくりを行う必要があります。そのために、子どもたちに「学習規律」や「社会性」などを身に付けさせるとともに、子どもたち一人ひとりの状態を適切に把握し、課題に対して早急に対応していかなければなりません。子どもたち一人ひとりの自己肯定感が高まるような指導、支援を行うとともに、互いの違いを認め合い、尊重し合う集団づくりが必要です。同時に1人1台ICT端末の導入を利用したオンライン学習等を行うことで、学習の機会を提供し、キャリアを保障するための支援が求められています。

学校だけでは対応が困難な不安や悩みを抱える子どもの支援や、不登校の子どもの将来的な社会的自立に向けた個々の状況に応じた支援体制も必要です。教育支援センターの機能強化、フリースクール等との情報交換や連携、専門的知識をもった外部人材の活用など、不登校の子どもや保護者の支援を専門的に行っていくことが重要です。

「基本施策」と「施策」基本施策5 安全で安心な教育環境づくり

主な取組

<p>誰もが安心して学ぶことができる学校・学級づくりの推進</p>	<p>新たな不登校を生まない環境づくりのために、子どもたちのよりよい学校生活と仲間づくりなどの自主的・自立的な活動を推進します。</p> <p>子どもたちへのアンケート調査や日常の観察による実態把握、また教育相談を通して、子どもたちの心の理解に努めます。</p> <p>園と小学校、小学校と中学校が適切な情報共有を行うことで、円滑に学校生活が移行できるよう進めます。</p>
<p>学校内外の教育相談・支援体制の充実</p>	<p>不登校やいじめ等の未然防止及び早期発見・早期解決を図るため、スクールカウンセラー等を活用した教育相談を行います。</p> <p>臨床心理士や教育コンサルタントによる子どもや保護者を対象とした教育相談の実施や、教職員を対象とした教育相談に係る指導・助言を行います。</p> <p>教育支援センターは、通級している子どもたちの支援に加え、通級していない子どもたちに対しても訪問型の支援などを実施します。</p> <p>不登校児童生徒の学校内外の学びについては、子どもの意思を尊重し、個々の状況に応じて教育支援センターやフリースクールなど関係機関と連携します。また ICT 機器を活用し、多様な学習の機会を提供することで不登校児童生徒のキャリアの保障、社会的自立に向けて支援します。</p>
<p>子どもの心の理解や教育相談に関する教職員の専門性の向上</p>	<p>教職員のライフステージ別の教育相談に関する研修会を開催します。</p> <p>教育支援センターの指導員の資質向上を図るため、事例検討会を充実させるとともに、不登校の子どもたちの心の理解や対応方法についての研修を実施します。</p>

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
小中学校における1,000人あたりの不登校児童生徒数 ^(※1)	4.0人	5.9人	3.3人	小学校
	33.6人	26.8人	24.1人	中学校
学級集団や個人の状況を客観的に見ることができアンケートツールにおいて満足群に属する児童生徒の割合 ^(※2)	72.0%	67.8%	70.0%	小学校
	70.0%	69.9%	72.0%	中学校

※1：伊勢市の小中学校の児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数。本調査における不登校児童生徒とは、年度内に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、「不登校」を理由とする者をいう。

※2：「第2回WEBQUアンケート（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）」において小学校は6年生、中学校は3年生の満足群に属する児童生徒の割合。

4章

「基本施策」と「施策」 基本施策5 安全で安心な教育環境づくり

施策

(4) 経済的理由により就学困難な家庭に対する支援



現状と課題

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。

子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、安心して学習できる環境を整備し、教育の機会均等を図ることが必要です。本市では、小中学校に通う児童生徒がおり、経済的に困っている家庭に、学用品費や給食費等の一部を援助する就学援助を実施しています。

近年、自然災害や感染症等により家計が急変する事態が発生しており、柔軟な対応が求められています。全国的にも子どもの貧困対策が推進されている中、必要な支援が受けられるよう、学校と連携をしながら、わかりやすく明確な周知を図っていくことが必要です。

また、経済的理由により修学困難な高校生・大学生等に対し返済の必要のない給付型の奨学金を支給することで、奨学生の学費の負担軽減を図るとともに、有用な人材の育成に努めています。

主な取組

就学援助費の支給	公立小中学校に通う児童生徒がおり、経済的に困っている家庭に、制度についてわかりやすく周知し、学用品費や給食費等の一部を援助する就学援助費を支給します。
奨学金の支給	大学、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校等に在学する学生生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的に奨学金を支給します。

数値目標

成果指標	令和 元年度	令和 2年度	令和 8年度	備考
経済的理由を要因とした長期欠席の児童生徒数 ^(※1)	0人	0人	0人	

※1：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）において経済的理由を長期欠席の要因とした伊勢市の児童生徒数。